

お客さまへ

外国送金 { } 海外へのお支払 海外からの受領 等 } にかかる確認資料ご提出のお願い

日頃は、百五銀行をご利用いただきありがとうございます。

当行では、世界各国の経済制裁関連法令・規制（日本の外為法、米国 OFAC 規制^(注)など）にもとづく経済制裁措置や、犯罪収益移転防止法にもとづくマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策を適切に実施するため、外国送金のお手続きを行う際、送金目的が確認できる資料のご提出をお願いしております。

なお、お取引内容によってはご説明や資料のご提出をいただいた場合でも、当行の判断により、お取引をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

【ご提出をお願いする資料の例】

送金目的	ご提出をお願いする資料
貿易全般	請求書（INVOICE）、船荷証券（BILL OF LADING）、 原産地証明書（CERTIFICATE OF ORIGIN） など ※商品名、原産国、船積地、仕向地などをご申告ください。
生活費	お受取人との関係を確認できる資料、収入の状況を確認できる資料 など
学費	授業料の請求書や入学・在学の状況を確認できる資料 など
医療費	医療費の請求書や入院・通院の状況を確認できる資料 など
宿泊費・渡航費	ホテルの請求書や旅行の行程を確認できる資料 など
投資	投資を行うにあたっての契約書 など
不動産購入	売買契約書 など
ご自身の外国銀行口座 への振込	振込先の通帳や口座の内容を確認できる資料 など

※海外へのお支払、海外からの受領いずれの場合もご送金の内容が確認できる資料のご提出をお願いいたします。

※送金内容により上記に加えて資料のご提出をお願いする場合がございます。

【確認資料ご提出方法】

- 1 外国送金を店頭でお申込み、お受取りのお客さま
お取引店へ確認資料をご提出ください。
- 2 仕向送金サービス（百五外為 WEB）をご利用のお客さま
 - (1) 百五外為 WEB でのアップロード
百五外為 WEB サービス上の仕向送金依頼画面より確認資料のアップロードをお願いいたします。なおアップロードの方法につきましては、操作マニュアル P182【4. 添付ファイル（PDF 形式）の登録・照会】をご参照ください。
 - (2) FAX
PDF 形式でのアップロードができない場合は、必ず送金指定日までに国際営業部へ FAX によりご提出ください。 FAX 番号： 059-221-1090

（注）米国 OFAC 規制とは

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策や安全保障上の目的から米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などを対象に取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は、OFAC 規制と呼ばれています。OFAC 規制は、米国人・米国法人（米国の金融機関を含む）・在米の外国個人・外国法人に適用され、本邦でお受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象となります。お客さまの取引が規制に該当した場合は、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引に支障が生じる可能性があります。